

入札説明書

平成 30 年度

滋賀県立大学・大学情報データベース
システム借入

平成 30 年 4 月

公立大学法人滋賀県立大学

入札説明書

目 次

1 入札に付する事項	1
2 入札に参加する者に必要な資格	1
3 入札および開札	2
4 入札保証金	4
5 無効の入札書	4
6 総合評価に関する事項	5
7 落札者の決定	5
8 契約保証金	5
9 契約書の作成	6
10 契約条項	6
11 入札参加者に要求される事項	6
12 一般競争入札参加資格審査に関する事項	7
13 その他必要な事項	7
別記	8
参考規程	11
別紙様式 様式1～7		

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。【注1】。
- (2) 滋賀県における物品の買い入れ等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者で入札に参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。
- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること、かつ、次のいずれにも該当しない者であること（会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）。
 - (ア) 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者
 - (ウ) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 上記（ア）ないし（エ）のいずれかに該当する者であることを知りながら、これ

を不当に利用するなどしている者

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する觀察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (7) 入札公告等に示した物品を第三者をして貸し付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付ける能力を有する者であること。
- (8) 入札公告等に示した借入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- (9) 入札参加者またはその代理人は 2(7)および(8)に掲げる資格を有することを証する書類を平成 30 年 4 月 25 日（水）17 時までに別記 2 に示す場所に提出しなければならない。
- (10) 入札参加者および代理人は、別紙様式 1 「入札参加資格確認申請書」を、平成 30 年 4 月 24 日（火）17 時までに別記 2 に示す場所に提出し、入札参加資格を有していることの確認を受けなければならない。

3 入札および開札

- (1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および別添契約書（案）を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、別紙様式 2 による入札書を別記 3 の日時および場所に入札書を持参することとし、郵送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式 2 による入札書を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式 3）を提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札の目的
 - ウ 引渡しの場所
 - エ 引渡しの期限
 - オ 借入期間
 - カ 引渡しの方法
 - キ 入札保証金額
 - ク 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ケ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印

- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (7) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めことがある。
- (8) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (9) 入札金額は、1か月当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札参加者またはその代理人は、請負代金または物品代金の前金払の有無、前金払の割合または金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11) 入札公告等により一般競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
なお、資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知が行われる。
- (12) 開札の日時および開札の場所は、別記3の(1)のとおり。
- (13) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (14) 開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）および(13)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。

- (15) 入札参加者またはその代理人は、入札開始後においては、当該執行室に入室することができない。
- (16) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に身分証明書を提示しまたはその写しを提出しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあっては、(6)における代理人と異なる場合は、委任状（別紙様式3）を提出しなければならない。
- (17) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (18) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
- ア 当該執行室へ出入りした者
 - イ 私語、放言等をした者
 - ウ 酒気を帶びて当該執行室へ入室した者
 - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
 - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者
- (19) 入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (20) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度の入札をする。
- (21) 入札執行者は、必要と認めるときは、入札参加者に見積内訳書の提出を求めることがあるので準備しておくこと。なお、落札者は入札終了後に見積内訳書を提出することとする。

4 入札保証金

- (1) 取扱規程第10条【注2】に該当するときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。なお、取扱規程第10条第2号に該当する場合は、平成30年4月25日（水）17時00分までに別紙様式4「入札保証金免除申請書」を別記2に示す場所に提出しなければならない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきとされた場合にあっては、入札公告等において示された開札の日時までに入札参加者またはその代理人の見積る入札金額の100分の8以上の額の入札保証金または入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。
- (3) (2)の入札保証金に代わる担保の種類および価値は、次に掲げるところによるものとする。

種類	価値
大学が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証した小切手	額面金額

- (4) 入札参加者またはその代理人は、入札保証金を納付し、出納責任者（契約責任者から入札保証金の出納および保管を命じられた者）から保管書の交付を受けなければならない。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、入札保証金として納付する担保を提出し、保管書の交付を受けなければならない。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、保険会社との間に県立大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、入札保証金の納付は免除されるが当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (7) 入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、保管書と引換えに即時にこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該入札に係る契約保証金を納付するときにこれを還付するものとする。ただし、契約の相手方となるべき者からの申出があったときは、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- (8) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないとときは、県立大学に帰属するものとする。

5 無効の入札書

入札書で、次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札保証金を認めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札書
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 取扱規程第40条【注3】に該当するときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- (2) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、契約の確定と同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金または契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (3) (2)の契約保証金に代わる担保の種類は、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手
 - イ 郵便為替証書および定期預金証書
- (4) 契約の相手方は、保険会社との間に県立大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には契約保証金の納付を免除されるが当該契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県立大学に帰属するものとする。
- (6) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約の履行を確認した後、これを還付するものとする。
- (7) 契約の相手方は、(6)の契約保証金の還付を受けようとするときは、保証金還付請求書により請求しなければならない。

8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に（特別の事情があるときは、指定の期日まで）契約書の取りかわしをす

るものとする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

10 入札参加者に要求される事項

入札参加者またはその代理人は、平成30年4月25日（水）17時00分までに、別紙様式5「滋賀県立大学・大学情報データベースシステムにかかる技術要件確認書」および別紙様式6「納入実績報告書」を、別記2に示す場所に提出し、仕様を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、仕様を満たしていないとの判定がなされたときは、応札を不可とし、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知が行われる。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

(機関名)	滋賀県立大学事務局経営企画課
(郵便番号)	522-8533
(所在地)	彦根市八坂町2500
(電話番号)	0749-28-8506

12 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関しての照会先は、別記6のとおり。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名および借入数量

大学情報データベースシステム（搬入、据付け、配線、調整等を含む。）一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり。

(3) 借入期間 平成30年8月1日（水）から平成35年7月31日（月）まで

(4) 借入場所 (機 関 名) 滋賀県立大学図書情報センター1階コンピュータ室ほか (所 在 地) 彦根市八坂町2500

2 契約条項を示す場所および日時

(機関名) 滋賀県立大学経営企画課

(郵便番号) 522-8533

(所在地) 彦根市八坂町2500

(日時) 平成30年4月18日（水）から

平成30年4月25日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで

3 入札および開札の場所および日時

(1) 入札の日時および場所

(入札日時) 平成30年5月1日（火）10時00分

(入札場所) 滋賀県立大学図書情報センター2階会議室

(2) 開札の日時および場所

入札終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。

4 資料の閲覧等

現行システムの構成ならびに設置に関する詳細情報について、下記の方法にて、完成図書ならびに現行の保守契約等の資料を閲覧できることとするほか、機器の設置環境等を現地調査できることとする。

(1) 期間

平成30年4月18日（水）から平成30年4月25日（水）の土曜日および日曜日を除く、9時から17時（12時～13時を除く）

(2) 場所

滋賀県立大学経営企画課

(3) 閲覧の方法

閲覧等を行う前日までに閲覧時間を予約すること。予約を行わない場合、閲覧等

を行えない場合があるので注意すること。

別紙様式7「資料閲覧等申請書」を経営企画課担当者に提出し、確認および承認を得ること。

閲覧等の際には、身分証明書（社員証等。写真つきのものに限る）を提示すること。

(4) 閲覧等時の注意事項

資料については閲覧のみとし、資料の複写、写真撮影等、資料の持ち出しにあたることは一切認めないこととする。これに反した場合、立会いの事務局職員の支持で閲覧を中止させる場合がある。ただし、手書きによる簡易なメモ等は可能とする。また、立会いを行う大学担当職員は、業務使用や現行システム等に関する質問でそれに回答することが公平性を欠くこととなる内容の質問には応じないので差し控えること（当該質問については、5の方法によること）

5 質問および回答

本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、平成30年4月18日（水）から平成30年4月25日（水）の土曜日および日曜日を除く、9時から17時（12時～13時を除く）とする。郵送・FAX・電子メールの場合は、平成30年4月24日（火）までとする。

(2) 質問方法

「質問表」（様式は任意）に質問内容を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて6に示す場所へ提出すること。

(3) 回答方法

質問を受理した日から3日（土曜日および日曜日を除く）以内に質問者へ書面（文書、メールまたはFAX）にて回答する。

(4) 質問および回答の閲覧

すべての質問および回答の内容について、6に示す場所において閲覧できるものとする。閲覧の日時は平成30年4月18日（水）から平成30年4月25日（水）の土曜日および日曜日を除く、9時から17時（12時～13時を除く）とする。

6 当該調達に関する問い合わせ先

(機関名)	滋賀県立大学事務局経営企画課
(郵便番号)	522-8533
(所在地)	彦根市八坂町2500
(電話番号)	(0749-28-8506)

(FAX番号)

(0749-28-8475)

(E-mail)

joho@office.usp.ac.jp

(担当者氏名)

濱野 勝也

(照会方法)

文書あるいは電子メールにより行うこと。

[注1]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

[注2]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付す場合において、契約責任者が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に付す場合において、契約責任者が定めた資格(国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、誠実に履行したことを定めたものに限る。)を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 入札に参加しようとする者が、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)または他の地方公共団体であるとき。

[注3]

一公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程一

(契約保証金の納付の免除)

第40条 契約責任者は、第38条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、
契約保証金の全部または一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として滋賀県が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署またはこれに準ずる公共的団体との契約または電気、ガスもしくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- (8) 不動産の買入れ、不動産もしくは物品の借入れ、委託その他契約の性質または目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき。